

**江戸川区議会議員**

きむらながと

木村 長人

無所属クラブ 区議会レポート

無所属

第19号

発行・連絡先 / 無所属クラブ (木村長人)
〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202
TEL/FAX 03-5675-5690
E-mail knagato@muji.biglobe.ne.jp
URL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

議会にとっても耳の痛い話ですが・・・、それでもやはり

情報はできるだけ公開していくべきものです、

行政においても、議会においても。

以前、この区議会レポート誌上で、「情報公開」について議論したことがありました。もう一度、ここで情報公開について取り上げてみたいと思います。

情報公開といえば、今や行政改革や議会改革などをテーマとした政治議論の場では欠かせない、非常に重要なテーマの一つです。アメリカのトーマス・ジェファーソン大統領が「情報は民主主義の通貨」であると述べたのは広く知られていますが、昨今は、情報公開は民主主義のインフラであるとも言われます。「インフラ」とは「インフラストラクチャー」の略ですが、一般に基盤とか基礎構造という意味です。社会科学においては、インフラはいわゆる電気・ガス・水道に始まり、道路・鉄道などの社会の構造基盤を指しますので、国の社会構造を成立せしめる非常に重要な前提条件ということです。そして、「情報公開は民主主義のインフラである」というのですから、情報公開は民主国家においてそれほど重要な基本制度である、ということの意味します。

確かに、国や地方自治体が保有している情報が適切に公表されず、また、ある情報（例えば、プライバシーに抵触しない情報）を開示請求しても拒否されてしまうようでは、そこには民主制が保障されているとはとても言えないでしょう。膨大な公金を原資として予算が組まれ、それに基づいて運営がなされている行政や議会です。住民に国や自治体の、またその議会の情報が適切に公表されるべきであるのは当然のことです。

ところで、情報公開と一口に言っても、実はそこには3つの種類があります。まず、法令（法律や政省令）に従って特定情報を公表する情報公表義務制度というものです。卑近な例を挙げますと、例えば、一定金額以上の公共工事の入札や行政監査などは結果の告示

が法律で義務付けられています。これが情報公表義務制度による情報公開です。積極的な情報公開というよりは、法律に義務付けられているから対応せざるを得ない消極的な情報公開です。

二つ目は情報提供制度と言われる情報公開です。これは、国や自治体が自ら保有する行政情報を、特に義務付けられてはいないけれども、積極的に自ら提供するというものです。これにはもちろん『広報』や『便利帳』で様々なイベント・行政サービス・施設などを知らせるといった政治的議論の余地のない行為も含まれましょう。しかし、それよりもむしろ例えば、法律に義務付けられた金額以下の公共工事であっても積極的に入札結果を公表していく、といった住民の知る権利を重視するという積極的政治姿勢を示すことに、この情報提供制度の価値があらうと思われまふ。情報提供制度は唯一の能動的な公開という性格を持つ情報公開であり、国や自治体間によってその運用における程度の差が現れやすいものと言えまふ。

最後の情報公開制度は、国民・住民に開示請求権というものを付与し（「付与」ではなく、元々持っている権利と考えるべきかもしれまふ）、開示請求がなされた場合に、行政が当該情報を公開する、しないという対応をとる情報開示請求制度と呼ばれるものです。例えば、個人情報レベルでの開示請求の場合では、自分の国会試験の結果や公立学校の内申書の開示請求や、親族の戸籍の請求などが考えられます。また行政や議会など公の情報の開示請求では、随意契約の入札結果の開示請求や〇月△日の某委員会の議事録の開示請求などが想定されます。一般に情報公開制度という問題を議論してきた際、その中心的なテーマとなってきたのは、これまでは恐らく、この三番目の情報開示請求制度であつたと言えるでしょう。

いずれの類型においても非常に重要な役割を持つ情報公開制度ですが、日本で情報公開制度が法的に位置づけられたのは実はごく最近のことです、決して国として先進的な事例であつたとは言えまふ。少し他国の事情と比較してみまふ。今から200年以上も前に（1766年）情報公開法を制定したスウェーデンは突出した先進例ですが、アメリカでは1966年には情報公開法に相当する情報自由法が制定され、隣国・韓国でも1996年に情報公開法が制定されています。しかし、日本での制定は1999年でした。また、かねてより我が国では、国よりも地方自治体のほうが情報公開への積極的姿勢を示す例が目立っており、我が国で初めて情報公開条例を制定した山形県金山町^{かなやま}はすでに1982年に公文書条例という法規を制定しています。こうした情報公開制度の成立をめぐる経過を比較すると、民主主義のインフラが日本ではなかなか整備されてこなかつたという事実に気づかれます。ですから、相対的に言えば、情報公開制度をフィルターとして見た場合の日本の民主主義度は残念ながら世界の先進事例の後塵をやや拝しているということを認めないわけにはいきまふ。



情報公開制度の運用における議論の中心は、公開・非公開の判断の分かれ目に関するものです。情報公開の適用における理念対立は、多少乱暴に単純化すると、国や地方自治体の行政効率に優位性を置くか、それとも住民の知る権利を重視するか、という考え方の違いということになるでしょう。もちろん、プライバシー権や国家機密（外交や軍事など）

に抵触するおそれがある情報の場合は除外されます。行政効率はもちろん重要なことからの一つです。効率性の無視はサービスの低下を招くおそれがあるからです。しかし、効率性を重視するあまり、行政や議会の情報に対する説明責任が十分に果たされないのでは今度は、知る権利（憲法21条の表現の自由と一体のものとして保障されるべきものと言われていています）が保障されないということになってしまいます。知る権利は「国家からの自由（自由権）」であるのみならず、参政権などに示されるように「国家への自由」でもあり、また国の制度を利活用する「国家による自由（社会権）」でもあります。こうした複合的性格を持つ知る権利を具体的に運用可能たらしめるのが情報公開法であり、情報公開条例です。公開が制限されるべき情報は先に触れたように、プライバシーや国家機密などに関わるケースに極力限定されるべきではないでしょうか。確かに、公開する側としては事務の手間もかかり、耳の痛い批判を受けることもあるでしょうが、行政も議会もともに情報公開には積極的に対応していくことが望まれます。それが、ひいては国や自治体の民主主義度を高めていくのですから、推進しない理由はありません。

江戸川区で情報公開条例が制定されたのは2001年のことです。制定からまだ10年も経っていません。条例に沿った開示請求制度の運用は無論、規定どおりになされていると思われませんが、能動的な情報提供制度に関しては、私としては少し物足りなさを感じています。情報提供制度の運用や、公開・非公開の見解の相違などについては、行政と地道に議論を重ねていくしかありません。



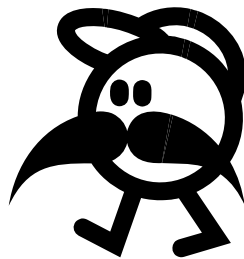
さて、前回の第18号の区議会レポートにて、昨秋の決算特別委員会での議事のやり取りを掲載いたしました。議論の内容は文書管理システムと情報公開制度についてでした。両者に共通しているのは両制度の運用の主たる根拠例規がともに情報公開条例であるという点です。文書管理システムは、一見すると、単なる文書の電子化、あるいは電子決済を高めるためのシステムの情報化、と思われがちです。しかし、この本質はまったく異なります。文書管理システムの要諦は情報公開のための仕組みづくりである、ということです。

決算委員会では文書管理システムの議論に続き、情報公開について区長と議論いたしました。情報公開といってもその対象は広範囲にわたりますので、この時の審議では特に行政の諮問機関や付属機関などの情報公開に焦点を絞りました。議論の中での区長の見解を簡単にまとめれば、情報公開は進めるべきであるのは間違いないが、公開・非公開は「ケース・バイ・ケース」であり、委員の方々に役職の立場を超えて自由かつ「大胆に発言してほしいということ」を期待する時には非公開ということはある、というものでした。いっぽう、納得のいかない私は、情報公開推進の方向性で一致できるのであれば、「自由闊達な意見交換」を期待する場合も、「意思決定過程途上の未成熟な情報」である場合もともに住民に広く情報を公開すべきではないか、と主張しました。

両者の議論は結局、平行線のままでしたが、これは情報公開制度をめぐる公開・非公開の判断の分かれ目が、先述のとおり、つまるところ行政の効率性や団体利益の優位性を重視するのか、または住民の知る権利をより重視するのかという、極めて政治理念的な考え

方の相違から来ていることによります。情報公開をめぐる見解の相違は、議論や理論の積み上げだけで決着のつく問題ではなさそうだという難しさを、今回、改めて感じました。

実は、先の決算委員会では、最終日の総括質問という議論の場を活用し、もう一度情報公開について審議の足りなかった部分について取り上げています。時間にして30分程度の議論でした。前号掲載の情報公開に関する審議の続編として、ここに改めて情報公開をめぐる総括質問での審議を再現してみたいと思います。前回同様、実際のやり取りをそのまま再現します。個人名などの固有名詞の伏字や、そのままではどうしても分かりにくい実際の話し言葉にありがちな「てにをは」や倒置の修正と略語の補足などにかぎり、加筆修正してありますが、基本的には、審議での発言そのままを掲載します。多少の主語と述語の不一致なども、前後の意味が通るかぎり、修正していません。



決算特別委員会レポート / 2009年第3回定例会における決算特別委員会

総括質問「情報公開制度」

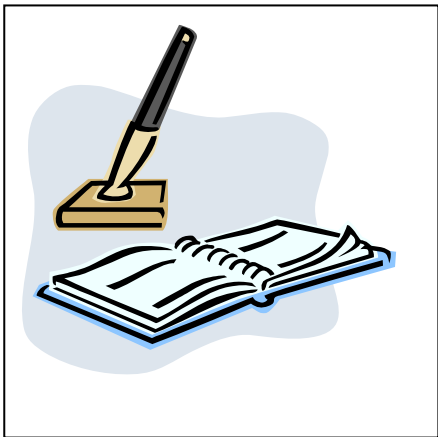
木村 私のほうから、総務費の一般管理費のところ、審査で取り上げた情報公開制度の運用について改めて、先日の審議も踏まえてちょっと総括質問させていただきたいと思います。

幾つか先日の審議の中でお話し、事例も挙げて申し上げたんですが、特に情報開示とか情報提供の進んでいる、例えば景観計画策定委員会とか都市計画審議会、あるいは介護保険検討委員会とか、非常に開示の進んでいるところがある一方で、その中で目立って幾つか開示が進んでいないのがありました。個人の評価や選定にかかわるものは、これは非公開なのは、これはもう自然なお話で、これは構わないんですが、その中で、今共産党さんが取り上げていた治水対策検討委員会を取り上げていらしたので、一部重なるんですが、この治水対策検討委員会の情報の公開のあり方について、三点ほどここで伺いさせていただきます。

まず『中間とりまとめ』については、私も街づくり・防災対策特別委員会に入っていたときにこれをいただいて、御説明もいただきました。この中に一番最後の裏表紙のページに第1回から第4回までの会議の簡単な経過が書いてあるんですが、この中に先日も申し上げたんですが、はっきりとした答えがなかったので、どの委員さんがそれぞれ1回目から4回目の会議に出席をなさっているのか。通常、国の審議会等を見ると、出席委員というのは必ず書かれているかと思います。それからあと会場が、実際に第1回から第4回までどこで開かれているのか、その会場名を教えてくださいたいと思います。先般のやりとりの中で、区長からそれぞれの立場があって、自由闊達な意見をそいではいけないという

ことを、その辺も尊重して、今申し上げた二つの出席委員、それから会場名等は公開なさらなくてもまずプライバシーとは無縁ですし、自由闊達な意見をそぐということはないと思いますので、これは明確にお答えいただきたいと思います。今のが第一点。

それから第二点目ですが、今申し上げたことと重なりますが、区長が基本理念として公開のあり方のケース・バイ・ケースの例外事項として、自由闊達な意見とか、それぞれの立場を考えなければいけないということを仮に尊重して、私の考えでは住民の知る権利のほうが勝る場合ではないかなとは思っておるんですが、それはそれとして尊重して、こちら百歩譲って、もしそうであれば、議事録の公開の仕方にも幾つか工夫ができるんじゃないかなと考えております。例えば委員さんの名前を、発言者の名前が特定できないような形で、単に発言者、委員というような形でくくって公開するとか、あるいはその固有名詞のところを黒塗りで塗って公開する、あるいはこれはたまたまちょっと似たテーマの委員会が以前あったと思うんですが、平成17年、18年ごろ、スーパー堤防整備基本計画策



定委員会というのがありまして、こちらは議事要旨という形でお出しただけしているんですよ。これも当初公開どうする云々というような議論はあったかと思うんですが、これは議事要旨という形で、きちんとこれも固有名詞が特定できないような形でお出しただけしているので、自由闊達な議論と住民の知る権利と、その折衷案とした形で議事録は出しようによっては出せると僕は思います。その点について、お出しただけでないものか。少し、半歩でも前進できればと、そんなふうに思っております。

それから三点目ですが、その中間取りまとめに対して、結構長期間、1カ月ぐらいのパブリックコメント（パブコメ）を実施なさいましたよね。それで、その意見公募に対して、通常その結果の報告が情報提供、ホームページ上でされると思うんですが、例えばその情報提供がまだちょっと、3カ月ぐらいたつんですが、なされていないようですが、その遅れている理由が何か、それを教えていただきたいと思います。

以上の三点です。

計画課長 昨年度、検討委員会は4回開催をいたしました。その会場でございますが、第1回は江戸川区役所の5階、防災センターで行っております。第2回目から第4回目につきましては、リバーフロント整備センター内の会議室で行いました。出席の委員でございますが、『中間とりまとめ』にも書いてございます学識経験者の方6名、行政員の方5名、計11名の方々にそれぞれ御参加をいただいております。

二点目でございます。議事録の件ということで、名前がなければというようなお話であったかと思えます。こちらにつきましては、この委員会の中で従来の河川工学など、いわゆる既存の考え方にとらわれない、斬新な治水対策ですとか、またその精度、手法といったような形での自由闊達な意見交換をしていただいております。また堤防強化ですとか高台の確保といったことにつきましては、具体的にその川沿いの土地ですとか、今検討しております公園周辺の土地ですとか、というところの、土地が直接絡む地権者の方にも絡む

というような内容のものでもございます。現在そうしたことのさまざまな角度から検討している段階にございまして、その検討途上の方策、この未成熟な情報が、名前がないとしたとしても公表、公にすることというのは、そうした未成熟な情報があたかも決定しているような、というようなことで受け取られまして、誤解や憶測、区民の方に混乱を招くというようなことを考えております。

そうしたことから、今公開のほうはしていないということでございますが、委員のほうから今お話がございました検討の内容につきましては、『中間とりまとめ』で公表させていただきまして、パブリックコメントを1カ月御意見をお寄せいただきまして、その御意見を今後の審議に反映させるというようなことで取り組んでおりますので、そうしたことで区民の皆さんの御意見をぜひ反映させようというふうに考えておるところでございます。

また、三点目は今そのパブコメの意見に関してのフォローというようなことだったと思いますが、こちらにつきましては、パブコメで14件の意見を寄せられております。この重立った内容につきましては、建設委員会、街づくり・防災対策特別委員会等で概要のほうは御説明をこれまでしておるところでございますが、この寄せられた御意見につきましては、引き続き今年度進めております治水対策検討委員会の中で検討、審議を現在行っているところでございます。今年度末を目指してのその最終的な報告を取りまとめたいということで委員各位に御審議をいただいておりますが、そのいただいた御意見につきましても、委員会としてどう審議し、どういう形で最終答申に反映させたのか、もしくは残念ながら反映できなかったのか等々も含めまして、最終報告の中で御意見とそれに対する見解というようなことをあわせて審議の結果として公表していきたいということで、委員会の中で現在検討中でありまして、よろしくお願いをいたします。

木村 まず一点目についてですが、第1回から第4回までの開催会場、それから出席委員について、明確な形でお答えがありました。これは非常にいいことだと思いますが、できればそれをもっと早くしていただきたかったなと思っております。

まず出席委員11名というのは、今のお話だとどなたも毎回欠けることはなかったのかという、そういう理解でよろしいのかと……。確認です。それからこれはちょっと私、どこで聞いたのかははっきり覚えていないんですが、委員会だったか平場だったか。第1回目は中央大学で開かれたというふうに聞いていたような、そんな記憶があったのですが、それは間違いなく区役所の5階でよろしいのかということ、これをまず確認をさせていただきたいと思えます。

それからちょっと二番目は飛ばして、後で申し上げます。

三点目の意見公募、パブコメに関してなんですが、今、計画課長が御説明なされた、寄せられた14件の意見をもとに今後最終取りまとめに向けてまた委員会の中でもんでいくというお話、その経過は私も関係委員会の議事録を読ませていただいて、同じ御説明をなさっていたことは把握しております。それはそれでいいと思うんですが、通常パブコメが寄せられた場合、いろいろな意見があると思いますよ。賛成、反対、それからあるいはレベルも上から下までいろいろとあると思うんで



すが、その中身はともかくとして、通常その寄せられた意見を客観的にきれいな言葉に直して載せるということは多くの場合行われていると思います。私がちょっとこの間見ましたら、近いところだと公共調達システムのあり方のパブコメとか、あるいは障害者計画、第2期障害福祉計画あるいは昨年あった農業基本構想等も、まずとりあえず寄せられた意見を客観的に載せるという、その結果が必要だと思います。というのは、意見公募は、まず一般の区民の方に直接呼びかけているものなので、それをやはり同じく呼びかけたホームページ上等でそれを、よく区のほうでは区の考え方というのを右側に載せられて、それはそれで比較できてわかりやすいと思うんです。それは構わないんですが、まず客観的に、一般区民の方に呼びかけたんだから、どういう意見が集まりましたというのは一般区民の方に、最終取りまとめという形じゃなく、まずそれをいったん公表なさる作業というのが必要だと考えております。

まずちょっとその一点目と三点目、いかがでしょうか。

計画課長 まず第1回目の会場でございますが、今年の8月15日に江戸川区役所の防災センターで開催をしております。また、各委員におかれましては、いわゆる4回に關しまして御出席をいただいております。

それからパブリックコメントでお寄せいただいた御意見の公表ということでございますが、今、委員御指摘の方法などでいただいた御意見を速やかにというような、そうした手法もあるかと思えます。そうした中で、すみません、先ほどの繰り返しになってしましますが、そのいただいた御意見を検討委員会としてしっかりと審議をした上で、それに対する考え方も付した形で公表してはどうかというようなことで、委員会の中でそんな検討といたしますか、審議がなされております。そうしたことから、先ほどのようなことで答えさせていただきました。ただし、今そうした御意見もいただきましたので、改めて今年度継続して行っておりますから、次回の委員会等で再度そうしたことのお諮りを審議委員にしたいと思えます。

木村 わかりました。まず第一点目なんですが、ちょっと私も1回目が役所の5階の防災センターということでしたら、2回目か3回目か4回目か、どれかわからないんですが、どこか大学で開催されたことはなかったでしたっけ。私の記憶違いか、ちょっとそこは私も何ともあいまい、いつどこでその発言を聞いたかちょっと覚えていないんですが、それをもう一回確認をさせてください。

それから三点目の意見公募に対する考え方なんですが、『中間とりまとめ』があるので、最終報告はもちろんこれは作成しなきゃ検討会としておかしいと思うので、それはもちろんパブコメの結果を受けて作成するというのは、それはそのとおりなんですが、まず私がちょっと委員会の議事録を読んだ限り、14件の寄せられた意見の中身は、私もちょっとそれは直接読んでいないので、委員会の御報告そのまま信じるしかないんですが、肯定的な、治水対策を進めてくれ、あるいはスーパー堤防に対して肯定的な意見がどちらかという多数だったというようなお話を計画課長が委員会で御報告なさっていたと思えます。そうであるならば、なおさら執行部としてはそれを公表したいと考えるのは自然じゃないのかなと私は思ったんですが……。ぜひ一般区民に、まず直接呼びかけた公募ですので、最終報告書という形で、専門委員の意見を織りまぜたもので、いきなり加工して

出すのではなく、まず客観的に、賛成の意見もあろうし、反対意見もあろうかと思うんですが、それをまず一回、通常のパブコメの結果公表として区がやってきたとおりの客観的公表という作業が私は必要だと思います。これはぜひ考え直して、そういう方向でできないものか、ちょっとそれは要望したいと思います。

第一点目の、どこか大学で開催されたということがなかったでしたか。その確認を。

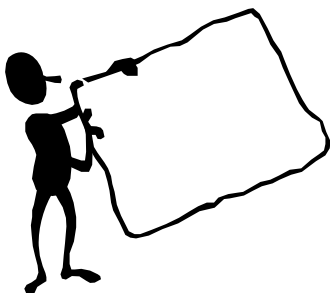
計画課長 昨年度4回行いましたが、それは先ほど申し上げた会場でございます。なお、今年度引き続きこの治水対策検討会は継続して開催しておりまして、通算で言うと5回目、今年度の第1回目になります。その会場は中央大学の理工学部の会議室をお借りして開催いたしました。

それから今御要望ということで、パブコメに関する意見というようなことでもございました。スーパー堤防にどちらかというとな肯定的な意見が多かったので執行部にというようなお話もございましたが、誤解なきように申し上げさせていただきたいんですが、この治水対策検討委員会は、江戸川区のゼロメートルにおける、ここの治水対策をどうあるべきかということ、その中で堤防強化策としてのスーパー堤防も一つの手法論ということでの議論がなされているということでもございまして、スーパー堤防のみということでは決してございませんので。またその御意見につきましては、今、委員からお話のございましたとおり、『中間とりまとめ』の内容に沿った形で、その堤防強化策なり、また水害に対する住民への啓発活動なり、こうしたところをしっかりと進めるべきだというのが大多数の御意見でもございました。スーパー堤防不適切、見直しを図るべきという、14通のうち1件そういう御意見がございましたが、それ以外は高台づくりですとか、堤防強化ですとか、そうしたものの工夫をさらにして、進めるべきであったというような御意見でもございました。その意見につきまして、早く公表をということでもございますので、改めて検討したいと思います。

木村 第一点の会場のことはわかりました。

それからパブリックコメントのことですが、もちろん今、課長がおっしゃったとおり、治水対策検討委員会、いろいろな広く防災のことを含めて、広範囲から検討しているというのは理解しております。スーパー堤防は単にテーマとしてそのうちの一つにすぎないというのはもちろん把握しておりますが、確か7月の街づくり・防災対策特別委員会の中で、計画課長がそのパブコメ、どのような意見が寄せられたという御説明の中でそうおっしゃっていたから、私はそれを読んだ限りのことを申し上げたまでです。ぜひその客観的な形で、まずこんな意見が寄せられましたという公表は区が通常のパブコメの結果公表として行っているののっとなって進めていただければと、そんなふうに思います。

それからちょっとお預けになっていました二点目のところ、議事録の公開方式の工夫に



関してですが、先日の総務費の情報公開のあり方、ケース・バイ・ケースというその取り扱いのやりとり、区長とのやりとりの中で、中には行政委員の方も5名でした。つけ、いらっしゃるということで、それぞれの立場があると。前提として自由闊達な意見、それでこれは非公開でやっていきたいと思いますということを内部的に確認されたという、そういう話も聞いております。その点に関して

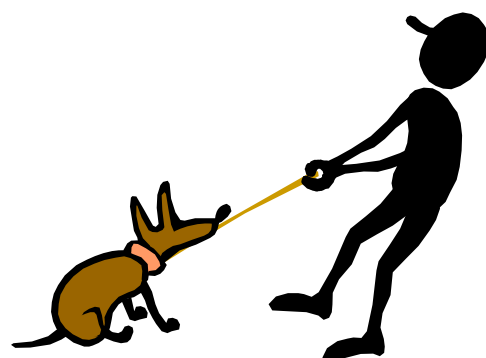
は、私は住民の知る権利、未成熟な段階でも、それをあえて公開することで、いいことも悪いこともあろうかと思うんですが、賛成、反対あろうと思います。でも、それを投げかけて、逆に全区的な議論にしたほうが私は、最終的な決断を、行政としての結論を出す段階で、百人が百人賛成するということはあるまいと思うんですよ。何にしたって、やはり反対の方はどうしたっています。ただ、議論を経るということで、ある程度それは民主主義が担保されるという、そういう手続になろうかと思うんですね。

議事要旨として公開されている、それで委員名も伏せた形で、プライバシーとか発言者がわからないような形で、それがスーパー堤防の整備基本計画策定委員会のほうですね。こちらは結構読んでみると、行政にとって、スーパー堤防に対しての否定的な話も盛られていて、それもきちんと公開されているんですよ。ただ、委員名はわからない状態になっています。そこはひとつ両者の自由闊達な意見を尊重する考えと、住民の知る権利を尊重する意見と、どっちが大事かというのは、なかなかてんびんにかけると、理念の違いではかれない、結論が出せないというときに、議事要旨とか委員名を伏せるという形での公開は、私は十分できると思うんですね。それが情報公開へ向けた半歩前進かなと考えております。これは計画課長お一人の考えではなかなかいかない部分かもしれません。

それで・・・、今日は土木部長がいらっしゃらないのかな。もし区長のお考えとして、議事要旨あるいは委員名を伏せたという形で、委員に対しても配慮をするというような形での議事録の公開、これは今たまたま治水対策検討委員会の話をしておりますが、ほかの委員会も同じだと思います、審議会でも。その辺の考えは、もし区長、おありであれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

区長 なかなか難しい問題だなと思いますけれども、お気持ちはわかるんですけども、非常に専門性の高いことを議論するときに、自分の持っている、いろいろな見識を持って物を言いたいというときに、背景に組織があるというときには、その組織が持っている一つの方針なり方向があると、非常に言いにくいことになってしまうというようなこともあるというふうに思うんです、公開された場合。それはちょっとケースによっていろいろだと思うんですが、このメンバーだったらだれがこれを行っているということがもう容易に類推がつくというようなことであれば、やはり発言に制約が出るというようなことは出てくると思いますし、そういう場面もありますから、だからそういうことを皆さん今回は考えたと思うんですが、それもケース・バイ・ケースということになりますので、一言で割り切ってどうこうということをコメントすることはちょっと難しい、そういうふうに考えております。

木村 わかりました。区長の今おっしゃることはよくわかるんですよ、考え方として。基本的に自由闊達な意見をできれば、あるいは委員の立場も考えなきゃいけないと、そこを優先されているという、基本理念がそこにおありだということで、私もそれはじゃあ今日はそれを尊重した形での妥協案として今お示した形で議論をしてきたところなんです、委員名を伏せただけでは、発言内容によってはあの人が多分、都のあの人と言って



いるんだろうとか、これは国の発言だなというのがもし類推されてしまうのであれば、委員名、これはさらなる妥協なんですけど、議事要旨というようなところだと、一言一句、感動詞まで含めて議事録を公開するという方法ではなく、ある種の抜粋もできる。余りそれは言いたくはないんですけども、認めたくはないんですけども、そういうような工夫というのはあろうかと思います。あるいはこれは都とか国の人の発言かなと類推がつくのであれば、しょうがない、その部分も黒を入れざるを得ないかもしれません。

ただ、それでも少し、まず黒塗りの部分があるけれども、公開しましたよということで半歩前進になっていくのではないのかなと私は思います。今情報公開に関して、この治水対策検討委員会のお話を申し上げましたが、最後はこれ、ちょっと理念的な空中戦になってしまうかもしれませんので、これは要望にとどめたいと思いますが、できるところから一つひとつ情報公開については進めていっていただきたいと思います。



木村長人 プロフィール

— 略歴 —

- 1964年(昭和39年)千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 東京大学大学院学際情報学府修士課程 修了
- 安田火災海上保険株式会社(現・損保ジャパン)入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員(現在、3期目)
- 江戸川区ダンススポーツ連盟 会長
- 江戸川区空手道連盟 常任顧問
- 江戸川トライアスロン連合 副会長

— 議会での役職 —

- 生活振興環境委員会 委員
- 行財政改革特別委員会 委員

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。